### \2回目の更新 /

### だいだい色の保険証 (9月発送)

### 10月1日から有効

1割(非課税・一般)

2割(一定以上所得)

3割 (現役並み)

### \1回目の更新 /

### 薄紅色の保険証 (7月発送)

### 8月1日~9月30日

の間有効

1割(非課税・一般)

3割 (現役並み)

### 緑色の保険証 (現在の保険証)

### 7月31日まで有効

1割(非課税・一般) 3割 (現役並み)

割が設けられるため、 に保険証を2回に分けて発送します。 10月から医療費の窓口負担割合に2 全ての人を対象

### 今年度の更新は

75歳以上 の皆さん

※有効期限切れの保険証は、個人情報の取り扱いに注意し、処分してください。

## 变更点

### 【10月1日から】一定以上所得がある人の窓口の負担割合が変わります!

一定以上の所得のある人は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

【現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除きます】

※住民税非課税世帯の人は、基本的に1割負担となります。

※詳しくは、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

詳しくは こちら▶



# 付象は

### 負担割合の判定

世帯の窓口負担割合が2割の対象になるかどうかは、被保険者の課税所得 や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。

### 被保険者の住民税の課税所得などが、「現役並み所得★」に当てはまるか



★現役並み所得…本人及び同じ世帯にいる被保険者の住民税の課税所得金額が、いずれも145万 円以上(そのほかに収入の要件があります。詳しくは、お問い合わせください)

### 1年間の保険料の計算方法

険 料 (限度額66万円) Ш

等 割額 4万2,500円

+

得 割 額 (前年の総所得金額等-43万円) ×8.29% ※旧ただし書所得。

のように計算されます。

令和4・5年度の保険料は、 毎年8

※更新のための手続は不要です。

月に決定し、被保険者に通知します。 ※保険証と認定証は別々に郵送します。 後期高齢者医療保険料 予和4・5年度 後期高齢者医療保険料は、

のみです)。 び限度証を7月中に郵送します(減額 ら新しくなります。 証及び限度証の発送は例年通り1回 交付対象者には、 新しい減額証

認定証(限度証)を持っている人へ 定証(減額証)

減額証及び限度証も、

8月1日

額適用・標準負担額減額認 )または限度額適用

### 問合せ

国保年金課 局齢者医療担当 **☎** (55) 2754 51 2 5 2 1